

令和2年5月8日



新型コロナウイルス感染症拡大に伴い住宅を失った方への市営住宅の提供について

柏市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、解雇や雇止め等により居住していた住居等からの退去を余儀なくされ住宅に困窮している方への支援として、以下のとおり市営住宅を提供することとしましたので、お知らせします。

1 申請受付期間

令和2年5月11日(月)から (平日午前8時30分～午後5時15分)

申込みは先着順で、提供戸数に達した時点で終了

2 提供する市営住宅の戸数

3団地 5戸 (根戸団地2戸(3K), 北柏1戸(3DK), 塚崎団地2戸(3DK))

3 使用条件

(1) 対象者

令和2年4月1日現在で柏市に住民登録があり、解雇や雇止め等により、それまで居住していた住居等からの退去を余儀なくされる方及びその同居親族

(2) 使用期間

6カ月以内 (最長1年まで延長可能)

(3) 使用料

市営住宅使用料(当該住宅の最低家賃8,700円～32,700円))

敷金は免除(光熱水費、共益費は自己負担)

4 申込み

事前に電話連絡のうえ、来庁・郵送・FAX・E-mailのいずれかにより申込み

5 提出書類

(1) 市営住宅一時使用届出書及び誓約書

(2) 一時使用される方全員の住民票

(3) 解雇等されたことを証明する書類(解雇通知、離職票等)

(4) 住居や社員寮等から退去を余儀なくされていることを証明する書類(退去通知等)

(5) 身分証明書(運転免許証や健康保険被保険者証等)

6 その他

(1) エアコン等の空調機器については、各自でご用意ください。

(2) 塚崎団地の2戸については、照明器具及びガスコンロは各自でご用意ください。

(3) 電気・上下水道・ガスの利用については、各自でお手続きをお願いいたします。

(4) 犬・猫等の動物の飼育はできません。

7 問い合わせ・申込み先

柏市 都市部 住宅政策課 市営住宅担当

〒277-8505

柏市柏5丁目10番1号

電話 04-7167-1147

FAX 04-7167-7668

E-mail jutaku@city.kahiwa.chiba.jp

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市都市部住宅政策課 藤田・豊島

電話 04-7167-1147 / FAX 04-7167-7668